

第3章 方法書についての意見及び見解

3.1 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見及び都市計画決定権者の見解

対象事業に関し、「新潟県環境影響評価条例(平成 11 年、新潟県条例第 38 号)」第 7 条の規定に基づき、「五泉地域衛生施設組合 一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書(以下、「方法書」という。)」の縦覧を行った。

この「方法書」に対し、同条例第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見を募ったが、意見は提出されなかった。

3.2 方法書についての知事の意見及び都市計画決定権者の見解

対象事業に関し、「新潟県環境影響評価条例」第10条の規定に基づき、新潟県知事から「方法書」に対する意見が提示された。提示された意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は以下のとおりである。

表 3.2.1 知事の意見及び都市計画決定権者の見解

新潟県知事の意見	都市計画決定権者の見解
1. 総括的事項	
(1) 工事計画や施設計画などの事業計画の詳細が明らかになっていないことから、これを可能な限り確定させた上で、マテリアルリサイクル推進施設による環境影響も考慮し、適切に環境影響評価を行うとともに、事業計画の確定に至った検討経緯を環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)に記載すること。	事業計画の詳細を可能な限り確定させ、マテリアルリサイクル推進施設による環境影響も考慮し、環境影響評価を行いました。又、事業計画の確定に至った検討経緯及び現在稼働中の施設の状況を準備書に記載しました。
(2) 廃棄物処理施設の処理方式について、焼却方式及び溶融方式の2つの方式が記載されているが、準備書において処理方式が決定されない場合は、検討される全ての処理方式について環境影響評価を行い、周辺への環境影響の比較ができるよう記載すること。	廃棄物処理施設の処理方式は、焼却方式に決定しました。そのため、準備書では焼却方式に絞り、調査・予測・評価を実施しました。
(3) 環境影響の評価に当たって、環境影響評価項目の予測結果と基準又は目標との整合により評価を行う場合は、基準又は目標の具体的な類型や規制の区分などについて、環境影響評価項目及び地点ごとに比較する値を整理するとともに、設定理由や基準又は目標の出典を準備書に記載すること。	基準又は目標の具体的な類型や規制の区分などについて、環境影響評価項目及び地点ごとに比較する値を整理し、設定理由や基準又は目標の出典を準備書に記載しました。
(4) 準備書の作成に当たっては、用語の補足、図表の使用、編集方法の工夫により、閲覧者に対してできる限り理解しやすいものとなるよう配慮すること。	準備書の作成に当たっては、用語の補足、図表の使用、編集方法の工夫により、閲覧者に対して理解しやすいものとなるよう配慮します。
2. 個別的事項	
(1) 騒音及び振動について ア 対象事業実施区域における騒音及び振動については、周辺の事業場の操業状況により予測及び評価の結果が変化することが想定されることから、当該項目の現地調査においては、周辺事業場の休業日における調査も行った上で、予測評価を行うこと。	騒音及び振動の現地調査においては、周辺事業場の休業日における調査も行った上で、予測評価を行いました。(「第6章 6.2 騒音・低周波音」及び「第6章 6.3 振動」参照)
イ 建設機械の稼働、施設の稼働による周辺集落、社会福祉施設における騒音の評価に当たっては、予測地点の周辺に住居が存在することを考慮した上で、比較する環境基準値を設定すること。	騒音の環境基準値について、対象事業実施区域周辺の土地利用はC類型に相当しますが、評価にあたっては、予測地点の周辺に住居が存在することを考慮し、主として住居の用に供される地域の基準であるB類型の環境基準値を用いて評価を行いました。(「第6章 6.2 騒音・低周波音」参照)
ウ 燃烧系の機械の使用では低周波音の影響が懸念されることから、低周波音についての調査、予測及び評価を実施すること。	施設の稼働において低周波音の影響が懸念されることから、低周波音についての調査、予測及び評価を実施しました。(「第6章 6.2 騒音・低周波音」参照)
エ ごみの収集範囲が拡大することから、ごみ運搬車両に係る交通量算定の検討経緯を準備書に記載した上で、調査、予測及び評価を行うこと。	ごみ運搬車両に係る交通量算定の検討経緯を準備書に記載した上で、調査、予測及び評価を行いました。(「第6章 6.2 騒音・低周波音」参照)

新潟県知事の意見	都市計画決定権者の見解
<p>(2)温室効果ガスについて 排ガス対策型、省エネルギー型の建設機械、工事用車両等の採用や、より高効率の廃棄物発電設備の導入など、既存事例、最新技術の情報収集を十分行った上で環境保全措置を検討し、温室効果ガスの排出抑制に努めること。</p>	<p>温室効果ガスに係る施設の存在・供用時の予測にあたっては、既存事例、最新技術の情報収集を十分行ったうえで、建設機械及び工事用車両等についても環境保全措置を記載し、工事中も温室効果ガスの排出抑制に努めることとしました。（「第6章 6.13 温室効果ガス等」参照）</p>
<p>(3)その他 地域の社会的状況に関する住宅等の配置状況について、住居と事業所の区別を明確にした上で、特に影響を受けやすい住居に着目し、適切に環境影響評価を行うこと。</p>	<p>住宅等の配置の状況について、住居と事業所の区別を明確にし、影響を受けやすい住居として、最寄りの集落及び特別養護老人ホームを対象地点として選定し環境影響評価を行いました。（「第5章 調査、予測及び評価の手法」参照）</p>

3.3 方法書についての関係市長からの意見

対象事業に関し、「新潟県環境影響評価条例」第10条の規定に基づき、関係市長から「方法書」に対する意見が提示された。提示された意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は以下のとおりである。

3.3.1 五泉市長の意見

五泉市長の意見	都市計画決定権者の見解
事業の実施にあたっては、周辺の住環境、農地・農業施設及び農作物に影響を与えないよう配慮願いたい。	事業の実施にあたっては、周辺の住環境、農地・農業施設及び農作物に影響を与えないよう配慮いたします。

3.3.2 阿賀野市長の意見

阿賀野市長の意見	都市計画決定権者の見解
「五泉地域衛生施設組合 一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」は適当と認めます。	方法書の記載内容に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施しました。